

## (FC10) トンネル工学委員会規則

平成3年10月10日	制 定
平成5年2月1日	一部改正
平成10年11月9日	〃
平成15年6月20日	〃
平成18年5月9日	〃
平成23年11月18日	〃

### (目的)

第1条 トンネル工学委員会（以下、「委員会」という）は、土木学会の方針にしたがい、土木工学の分野に関係あるトンネル工学の研究、調査およびこれの推進をはかることを目的とする。

### (活動)

第2条 委員会は、上記の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) トンネル工学に関する諸課題の調査・研究
- (2) 「トンネル標準示方書」ならびにトンネル工学に関する刊行物の企画・編集、発刊に向けた連絡・調整
- (3) トンネル工学に関する講演会、研究発表会、見学会等の開催
- (4) トンネル工学研究発表会における優秀講演者の表彰およびトンネル工学に関する各種表彰への推薦
- (5) トンネル工学に関係ある継続教育（CPD）プログラムの後援承認
- (6) トンネル工学に関係ある学・協会との研究連絡
- (7) トンネル工学に関する情報の発信
- (8) 土木学会行事に対する協力
- (9) その他目的達成のために必要な事項

### (構成)

第3条 委員会の構成は次のとおりとする。

#### (1) 組織構成

ア 委員会の組織構成と序列は、以下を基本とする。

委員会－小委員会－部会－分科会－ワーキンググループ（WG）

イ 小委員会等の設置は、計画した各組織長が上部組織および運営小委員会と協議した上で委員長に上申し、土木学会会務担当理事の承認を得て設置することができる。（「土木学会委員会規程第6条（小委員会等）」）

ウ 各組織のメンバーの人選は、各組織長の上申に基づく委員長の推薦もしくは公募によるものとし、会長が委嘱する。

#### (2) 構成員

ア 委員会は、「専門委員」、「職域代表委員」および「小委員会委員長（以下、「小委員長」という）」で構成する。「専門委員」および「職域代表委員」の選出にあたっては、地域・職域・専門性を考慮することを原則とする。

イ 委員会には、委員長1名、副委員長1名および委員兼幹事長1名を置く、なお、必要あるときは、副委員長を2名とすることができる。

ウ 委員会は、委員50名以内をもって構成する。

エ 委員会の発展に多大な貢献をした元委員を「相談役」に推薦することができる。ただし、

原則として満 70 歳までとする。なお候補者は、委員会の議を経て委員長が推薦し、会長が委嘱するが、定数は 10 名程度とする。相談役は委員会に出席し、意見を述べることができる。

オ 委員会の構成委員の職務は次のとおりとする。

委員長 : 委員会を代表し、委員会事業を統括する。

副委員長 : 委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。

委員 : 委員会事業を遂行する。

幹事長 : 委員長を補佐し、委員会事業を処理する。

### (3) 小委員会等

ア 小委員会、部会、分科会等（以下「小委員会等」という）は、当該組織の長（例えば小委員長）および委員で構成する。

イ 小委員会等には、委員兼幹事長を 1 名置き、必要あるときは幹事若干名を置くことができる。

ウ 小委員会等の構成委員の職務は、上記の委員会の職務を小委員会等の職務に読み替えることとする。なお、小委員会等の幹事は、幹事長を補佐する。

エ 小委員会等の構成員の人数は、原則として 30 名程度以下とする。

### (委員長・委員の任期および選出)

**第 4 条** 委員長、委員等の任期および選出は次のとおりとする。

#### (1) 委員長

ア 委員長候補者は、任期満了の最終委員会で委員の互選により候補者を選出し、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

イ 委員長の任期は原則として 1 期（2 年）とし、最大 2 期までつとめることができる。交代の時期は 6 月を基本とする。

ウ 任期終了後の新委員長が決定されるまでの間は、前任委員長が委員長の職務を継続して実施する。

#### (2) 委員等

ア 委員等の任期は原則として 2 年を基本とし、再任を妨げないものとする。また毎年、委員等の半数程度を改選する。その時期は毎年 6 月を基本とする。

イ 任期満了委員の後任者等の人選は、運営小委員会で検討し、委員長が推薦、会長が委嘱する。

ウ 副委員長、小委員長等および幹事長は、委員長の推薦により、会長が委嘱する。

エ 任期満了半ばで委員が交代するときは、後任委員の任期は、前任者の任期を引き継ぐものとする。

### (運営)

**第 5 条** 委員会の運営は次のとおりとする。

#### (1) 委員会の開催

ア 委員会は、委員長が招集し、原則として年 2 回開催する。

イ 委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。

#### (2) 事業計画および予算計画等

委員会は、土木学会委員会規程第 9 条の規定および理事会の決定事項に従い「年度事業計画および予算計画」を作成し、調査研究部門担当理事を経て会長に提出する。

#### (3) 事業報告および成果報告等

ア 委員会は、土木学会委員会規程第 10 条の規定および理事会の決定事項に従い「年度事業報告」を作成し、調査研究部門担当理事を経て会長に提出する。

イ 委員会は、土木学会委員会規程第 8 条の規定に従って、毎年度、事業成果もしくは個別成果を理事会に報告するとともに、学会誌・土木学会ホームページ等を通じて公表する。

(4) 運営小委員会

ア 運営小委員会は、委員会運営の円滑化を図ることを目的に設置し、活動する。

イ 運営小委員会は、委員長、副委員長、各小委員長、運営小委員会各部会長ならびに委員会の中から選出する委員によって構成する。なお人選は、委員長の推薦により会長が委嘱する。

ウ 運営小委員会の委員長（運営小委員長）、幹事長は、それぞれ委員会の副委員長、幹事長が兼務する。なお、副委員長が 2 名の場合は、どちらかを委員長が推薦する。

エ 運営小委員会には、幹事若干名をおくこととする。なお、幹事は運営小委員長の上申により委員長が推薦、会長が委嘱する。

(事務局)

第 6 条 委員会の担当事務局は、研究事業課とする。

(規則の変更)

第 7 条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 この規則に定めない事項で重要な案件が生じた場合は、委員会がまとめた方針を調査研究部門担当理事に諮って実施する。

附則（平成 18 年 5 月 9 日 理事会議決） この内規は、平成 18 年 5 月 9 日から施行する。

附則（平成 23 年 11 月 18 日 理事会議決） 内規から規則に変更し、平成 23 年 11 月 18 日から施行する。